

角田市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年3月10日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇



角監第 46 号
令和2年3月10日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

令和元年度定期監査の結果に関する報告について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査）
なお、本監査は角田市監査基準に準拠して実施した。

2. 監査の対象部局等及び対象期間

（第1期） 令和元年4月1日～同年9月30日

総務部：総務課、防災安全課、企画財政課、まちづくり交流課、税務課
市民福祉部：市民課、生活環境課、健康長寿課、社会福祉課（総合保健福祉センター含む。）、
地域包括支援センター、子育て支援課
産業建設部：農林振興課、商工観光課、都市整備課、下水道課
水道事業所

（第2期） 令和元年4月1日～同年12月31日

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

（第3期） 令和元年4月1日～同年12月31日

教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館
（全26か所）

3. 監査の日程

（第1期） 令和元年11月13日（水）から同年12月25日（水）まで

（第2期） 令和元年12月10日（火）から翌年1月28日（火）まで

（第3期） 令和元年12月10日（火）から翌年2月12日（水）まで

4. 監査の着眼点

本監査の実施に当たり、令和元年度定期監査要領に定める監査の項目のほか、重点項目として次の事項に留意するものとした。

- (1) 支払遅延の有無について
- (2) 違法又は不当な支払いの有無について
- (3) 精算の適否について

5. 監査の実施内容

本監査は、令和元年台風第19号の発災に伴い、角田市業務継続計画の基本方針に則り、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施した。監査の手法は、支出命令書の照合、比較、確認及び関係職員に対する質問により行った。

また、市民福祉部所管分については、監査調書及び起案書、契約書等の財務関係書類の通査も併せて行った。

6. 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業の執行については、概ね適正に行なわれていると認められた。しかしながら、一部において留意を要する事項が見受けられたので、速やかに是正・改善を検討されたい。各部署における監査の内容及び意見は、別紙のとおりである。

なお、監査の過程で見受けられた軽微な事項については、その都度関係職員に改善を要望したので、記述は省略する。